

官公需適格組合制度について①

- 経営規模の小さな中小企業 1 社では受注が難しい高額の場合でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があります。その対応策の 1 つとして、協同組合等による官公需の共同受注があります。
- 官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度です。
- 官公需適格組合は、入札参加の際に**特例***の対象となります。
- 「国等の契約の基本方針」において、官公需適格組合の活用を進め、中小企業の受注機会の増大を図ることとしています。

官公需適格組合の数（2024年3月末現在）：897組合

- ・「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」を中小企業庁ホームページにて公表しています。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.html>)

*特例

- ◆ 証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査において、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算される特例があります。
- ◆ 特例を受けることにより、上位の等級に格付けされる可能性があります。

官公需適格組合制度について②

- 「国等の契約の基本方針」に定める措置状況の調査において、国等及び地方公共団体による官公需適格組合との契約実績を調査し、その結果を公表しています。

年度	国等		地方公共団体*	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
平成30年度	－	10,631,366	－	100,242,676
令和元年度	5,393	12,771,447	29,176	86,421,872
令和2年度	3,810	12,994,575	30,419	83,077,657
令和3年度	3,765	18,250,397	49,825	134,383,992
令和4年度	3,671	17,501,762	29,882	127,003,060

* 地方公共団体の実績は、調査対象である都道府県、人口10万人以上の市及び東京都特別区から回答があった数値を合計したもの。

* 平成30年度は、件数の調査は実施していない。

（出典）各年度の「中小企業の受注機会の増大のための措置状況調査」 中小企業庁